

令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について公表します。

1 淡路市一般会計及び特別会計

(1) 健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.66)	— (17.66)	13.8 (25.0)	74.5 (350.0)

備考

- 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、それぞれ実質赤字額及び連結実質赤字額がないため「—」を記載している。
- 2 () 欄の数値は、早期健全化基準を記載している。

(2) 資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率
産地直売所事業特別会計	—
温泉事業特別会計	—
津名港ターミナル事業特別会計	—
住宅用地造成事業等特別会計	—
下水道事業会計	—

備考 資金不足比率は、資金不足額がないため「—」を記載している。